

# 利用者負担額一覧表

## ① 0歳児クラス～から2歳児クラス（表1）

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則第4条に規定する保育必要量の認定区分		
		保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯	0円	0円	
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税の備考の3に規定するひとり親世帯等で現に児童を扶養しているものの世帯	0円	0円
第3階層		市町村民税非課税のその他の世帯	0円	0円
第4階層		市町村民税均等割課税のみの世帯	9,100円	8,900円
第5階層		市町村民税所得割課税額 12,000円未満	11,000円	10,800円
第6階層		市町村民税所得割課税額 12,000円以上24,000円未満	14,500円	14,300円
第7階層		市町村民税所得割課税額 24,000円以上36,000円未満	16,600円	16,300円
第8階層		市町村民税所得割課税額 36,000円以上48,600円未満	18,800円	18,500円
第9階層		市町村民税所得割課税額 48,600円以上60,000円未満	21,200円	20,800円
第10階層		市町村民税所得割課税額 60,000円以上72,000円未満	23,700円	23,300円
第11階層		市町村民税所得割課税額 72,000円以上84,000円未満	26,300円	25,900円
第12階層		市町村民税所得割課税額 84,000円以上97,000円未満	28,900円	28,400円
第13階層		市町村民税所得割課税額 97,000円以上111,000円未満	31,500円	31,000円
第14階層		市町村民税所得割課税額 111,000円以上125,000円未満	34,100円	33,500円
第15階層		市町村民税所得割課税額 125,000円以上169,000円未満	36,900円	36,300円
第16階層		市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	37,600円	37,000円
第17階層		市町村民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	38,300円	37,600円
第18階層		所得割課税額 397,000円以上	39,000円	38,300円

## 備考

### 1～2（略）

3 教育・保育給付認定保護者の属する世帯がひとり親世帯等である場合における利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、第4階層と認定された世帯については無料と、第5階層から第8階層までと認定された世帯については当該階層の利用者負担額から月額1,000円を控除した額の2分の1の額と、第9階層から第11階層までと認定された世帯（第11階層と認定された世帯については、市町村民税の所得割額が77,101円未満である世帯に限る。）については月額9,000円と、第11階層以上と認定された世帯（市町村民税の所得割額が77,101円未満である世帯を除く。）については当該階層の利用者負担額から月額1,000円を控除した額とする。

4 同一世帯において次に掲げる小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、第1子についてはこの表に掲げる額（備考3の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額とする。以下この備考において同じ。）の全額とし、第1子から順に2人目はこの表に掲げる額の半額（第3階層と認定された世帯については、無料）とし、3人目以降は無料とする。

(1) 特定教育・保育施設において教育・保育を受ける小学校就学前子ども

(2) 学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する小学校就学前子ども

(3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する小学校就学前子ども

(4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども

(5) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども

(6) 特定地域型保育事業を利用している小学校就学前子ども

(7) 亀山市待機児童館に入所している小学校就学前子ども

5 備考4の規定にかかわらず、市町村民税の所得割額が57,700円未満の世帯（第1階層及び第2階層を除き、ひとり親世帯等にあつては77,101円未満の世帯とする。）であつて教育・保育給付認定保護者に子ども・子育て支援法施行令第14条第1項に規定する特定被監護者等が複数人いる場合におけるこの表の適用については、第1子についてはこの表に掲げる額の全額とし、第1子から順に2人目はこの表に掲げる額の半額（第3階層と認定された世帯については、無料）とし、3人目以降は無料とする。ただし、市町村民税の所得割額77,101円未満のひとり親世帯等の場合は、2人目以降は無料とする。

## ② 3歳児クラス以上の利用者負担額 無償

⇒下記「幼児教育・保育の無償化について」参照

### ③ 延長保育料

※ 公立保育所、公立認定こども園（保育所部分）のみ。私立保育所については各園にお問い合わせください。

区分	延長保育料	
7時30分から 8時15分まで	1日あたり子ども1人につき200円	
16時15分から 18時30分まで	1日あたり子ども1人につき200円	
18時30分から 19時まで	世帯の状況が表1における第1階層から第4階層までの階層区分に該当する世帯	1月あたり子ども1人につき0円
	世帯の状況が表1における第5階層から第6階層までの階層区分に該当する世帯	1月あたり子ども1人につき1,000円
	世帯の状況が表1における第7階層から第11階層までの階層区分に該当する世帯	1月あたり子ども1人につき1,500円
	世帯の状況が表1における第12階層から第18階層までの階層区分に該当する世帯	1月あたり子ども1人につき2,500円
18時30分から 19時30分まで	世帯の状況が表1における第1階層から第4階層までの階層区分に該当する世帯	1月あたり子ども1人につき0円
	世帯の状況が表1における第5階層から第6階層までの階層区分に該当する世帯	1月あたり子ども1人につき2,000円
	世帯の状況が表1における第7階層から第11階層までの階層区分に該当する世帯	1月あたり子ども1人につき3,000円
	世帯の状況が表1における第12階層から第18階層までの階層区分に該当する世帯	1月あたり子ども1人につき5,000円

#### 備考

- 1 同一世帯において次に掲げる小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、第1子についてはこの表に掲げる額の全額とし、第1子から順に2人目はこの表に掲げる額の半額とし、3人目以降は無料とする。
  - (1) 特定教育・保育施設において教育・保育を受ける小学校就学前子ども
  - (2) 学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する小学校就学前子ども
  - (3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する小学校就学前子ども
  - (4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども
  - (5) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども
  - (6) 特定地域型保育事業を利用している小学校就学前子ども
  - (7) 亀山市待機児童館に入所している小学校就学前子ども

- 2 備考1の規定にかかわらず、市町村民税の所得割額が57,700円未満の世帯（別表第2又は別表第3の階層区分が第1階層から第4階層までを除き、ひとり親世帯等にあっては77,101円未満の世帯とする。）であって教育・保育給付認定保護者に子ども・子育て支援法施行令第14条第1項に規定する特定被監護者等が複数人いる場合におけるこの表の適用については、第1子についてはこの表に掲げる額の全額とし、第1子から順に2人目はこの表に掲げる額の半額とし、3人目以降は無料とする。ただし、市町村民税の所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等の場合は、2人目以降は無料とする。
  
- 3 この表の「7時30分から8時15分まで」及び「16時15分から18時30分まで」の区分の適用は、子ども・子育て支援法施行規則第4条に規定する保育必要量の認定区分が保育短時間である世帯のみとする。

## 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されたことにより、次のとおり利用者負担額の取り扱いが変わりました。

### ① 利用料の無償化

3歳児クラス以上の子どもの基本的な利用者負担額が無償となりました。

また、0歳児クラスから2歳児クラスの間に属する住民税非課税世帯の子どもの基本的な利用者負担額に関しても無償となりました。（※ 非課税世帯以外の利用者負担額は、これまでと同様です。）

### ② 給食費の実費徴収

保育所等において提供する3歳以上児の給食費については、これまで主食費は保護者の実費負担、副食費は利用者負担額（利用料）に含まれていました。令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、副食費が保護者による実費負担となり、給食に関する費用は全て実費徴収の対象となっています。

なお、3歳未満児の給食費については、これまでどおり利用者負担額に含まれていますので、実費徴収の対象とはなりません。

#### 【公立園】

主食費：金額は、毎月の実費額となり、現金により納付いただきます。

副食費：金額は、定額で4,500円となり、現金若しくは口座振替により納付いただきます。

※ いずれも食材発注を行う関係から、日割り等はいりません。

#### 【私立園】

主食費、副食費とも、各園の規定によります。

#### 【副食費の免除】

公立・私立の区分に関わらず、次の要件に該当する場合、副食費が免除となる場合があります。

- ・ 年収360万円未満相当世帯の子ども
- ・ すべての世帯の第3子以降の子ども

※ 主食費の免除はありません。